

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

当会ホームページ（令和7年12月1日付）でお知らせしましたとおり、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の一部が令和8年1月1日から施行され、また、改正法の施行に伴う、関連法令の施行等につきましても随時お知らせしているところです。

今般、改正法の一部が令和8年10月1日に施行されることに伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）について改正した旨、情報提供がありましたのでお知らせいたします。

参考

■厚生労働省ホームページ

- ・「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」について（公示）（令和8年10月1日技術上の指針公示第30号）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00015.html

- ・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html

- ・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001497667.pdf>